

城里町  
部活動の運営方針  
(改訂版)



令和元年6月改訂

城里町教育委員会

## はじめに

学校の部活動は、スポーツや文化、科学等に親しませ、生徒が自分の興味・関心に応じて、自主的・自発的に活動する中で、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるなど好ましい人間関係の形成等に資するものです。

しかしながら、変化の激しい今日の社会情勢の中、問題行動やいじめの発生、多様な価値観をもった児童生徒や保護者への対応、少子化に伴う児童生徒の減少、部活動顧問の不足等、部活動を取り巻く環境は複雑化しております。

そのような中、平成30年3月には、スポーツ庁が「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、5月には、茨城県教育委員会が「茨城県運動部活動の運営方針」、さらに12月には、文化庁が「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定しました。

城里町教育委員会としても、平成30年6月に「城里町運動部活動の運営方針」を策定し、中学校の運動部活動が生徒及び教員にとって望ましい活動環境のもと、最適に実施されることを目指してきました。

特に、活動時間及び休養日の設定を見直し、「適切な運動部活動の運営のための体制整備」「合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組」の項目を設けました。

さらに、今回の改訂で、夏季の部活動における熱中症事故の防止等、生徒の安全確保に向けた取組、及び文化部活動の在り方について追加しました。

各学校においては、従前行われてきた指導方針や練習方法を見直し、部活動に対する意識を改革し、活動時間の在り方や休息の取り方等、多方面から検証し、この方針に基づいて運営されることを望みます。教育委員会として、学校が速やかに改革に取り組み、部活動を持続可能なものにすることにより、城里町の生徒が、生涯にわたって豊かな人生を実現する資質・能力を育むことを期待いたします。

令和元年（2019）年6月

城里町教育委員会

## 第1 「城里町部活動の運営方針」策定の趣旨

- 1 「城里町部活動の運営方針」（以下、「町運営方針」という。）は、本町の中学校の部活動を主な対象とし、全ての生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目、分野、活動目的等に応じた多様な形で実施されることを目指す。

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む「日本型学校教育」の意義を踏まえ、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成、豊かな心や創造性の涵養を目指すとともに、バランスのとれた心身の成長と豊かな学校生活を送ることが実現できるようにすること。
- 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、適正な時間管理の下、合理的でかつ効率的・効果的な運営に努めること。また、生徒の自主性・自発性を尊重し、活動を強制したりすることがないように留意すること。
- 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

- 2 学校は、国が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」「文化活動の在り方に関する総合的なガイドライン」並びに「県運営方針」「町運営方針」に則り、今後、持続可能な部活動の在り方について検討するとともに、速やかに改革に取り組む。
- 3 町教育委員会は、「町運営方針」に基づく中学校の部活動に関する改革の取組状況について、定期的にフォローアップを行う。

## 第2 「城里町部活動の運営方針」の基本的な考え方

### 1 学校教育の一環としての部活動の適切な運営

- (1) 部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進、豊かな心や創造性の涵養においても極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標、経営方針に基づき、今後も計画的に実施するものである。
- (2) 部活動は、部顧問の個人的な判断で活動の是非を問うものではなく、全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていく必要がある。
- (3) 学校は、保護者及び地域に対して、学校の担うべき部活動の目的や部顧問の指導に係る業務等について、理解と協力を促す。
- (4) 学校は、PTA総会やホームページ等を利用して、保護者及び地域に対し積極的に部活動に関する情報提供を行い、学校と地域並びに保護者間の共通理解を図る取組を推進するとともに、学校公開等の機会を積極的に活用して、学校としての部活動の運営方針について広く発信し、理解を求める。

## 2 適切な部活動の運営のための体制整備

### (1) 部活動の方針の策定

- ① 校長は、「町運営方針」に則り、毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
- ② 校長は、「学校の部活動に係る活動方針」及び「活動計画」を学校のホームページ等への掲載等により公表する。
- ③ 町教育委員会は、各学校において活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行うなど、必要に応じて学校に対して支援を行う。

### (2) 部活動の指導・運営に係る体制の構築

- ① 校長は、生徒及び教員の数、部活動指導員等の配置状況等を踏まえ、生徒の安全確保、指導内容の充実と、部顧問の指導に係る業務の適性を図る観点から、円滑に部活動の運営が実施できるよう、部活動数の調整を図る。
- ② 部顧問は、年間の活動計画（平日及び休日における活動日、休養日及び参加を予定する大会等）、並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- ③ 校長は、各部の毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動状況を把握し、生徒が安全に活動を行い、生徒及び顧問の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- ④ 町教育委員会、学校においては、部活動指導者を対象として、指導に必要とされる基礎的・基本的な知識及び実技の質の向上を図るための研修等の取組を行う。
- ⑤ 各学校において、近隣の学校間における連携や、中学校や高等学校など異校種間での合同練習会等の機会を充実させ、指導者間における指導に関する情報等の積極的な共有を図る。

## 3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- (1) 校長及び部活動指導者は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。また、町教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- (2) 部活動指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取る必要があること、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、必ずしも体力・技能の向上につながらないこと、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解する。また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭、学校医等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。
- (3) 部活動指導者は、活動目標、指導方針、出場大会等、具体的な練習内容や方法等について、生徒や保護者が十分に理解できるよう適切に伝えることが重要である。また、日頃の指導においても、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

#### (4) 熱中症事故の防止

- ① 町教育委員会及び校長は、生徒の生活や健康に留意するとともに、熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、「熱中症予防運動方針」(公益財団法人日本スポーツ協会)等を参考に、運動部活動の実施について適切に判断する。また、気象庁の高温注意情報及び環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。その際、屋内外に関わらず、活動の中止や延期、見直し等柔軟な対応を検討する。特に、暑さ指数(WBGT)が31℃以上の場合、屋外の活動を原則として行わない。
- ② 町教育委員会及び校長は、高温や多湿時において、大会が予定されている場合や練習試合、練習については、大会の延期や見直し、練習試合、活動の中止等、柔軟な対応を行う。また、止むを得ない事情により開催する場合には、参加生徒の体調の確認(睡眠や朝食の摂取状況)、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦者の軽装や着帽等、生徒の健康管理を徹底する。万が一、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、迅速かつ適切な対応を徹底する。

#### 4 適切な休養日等の設定

- (1) 学期中は週当たり2日以上休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という)はいずれか1日以上を休養日とする。また、週末に大会参加等で2日間ともに活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- (2) 長期休業中における休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(学校閉庁日・年末年始)を設ける。
- (3) 1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日(学期中の週末・祝日を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- (4) 心身の疲労が解消できる十分な休養をとるための時間の確保や、学校生活に支障を来すことがないよう、原則として朝の活動は行わず、放課後の限られた時間で活動していく。
- (5) 学校として生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮し、長期的・計画的に指導を実践していくことが重要であるとともに、吹奏楽コンクール・総合体育大会・新人体育大会のいずれも予選を含む大会等前は、日々の努力の積み重ねの成果を存分に発揮することが必要とされる重要な期間であることから、この期間にこそ、校長のリーダーシップの下、十分に活動時間等の調整をする必要がある。
- (6) 校長は、「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、「町運営方針」に則り、各部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。
- (7) 定期試験3日前から前日までは、学校全体の部活動休養日として設定する。

#### 5 学校単位で参加する大会等の見直し

- (1) 週末等に開催される様々な大会等や地域の行事・催し等に参加することが、生徒や部活動指導者の過度な負担とならないよう、茨城県中学校体育連盟、茨城県中学校文化連盟、茨城県関係団体及び市町村教育委員会主催等の大会を含め、年12回程度とする。

- (2) 校長は、茨城県中学校体育連盟・茨城県中学校文化連盟等及び城里町教育委員会が定める目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動の指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等や地域の行事、催し等を精査する。

## 【資料】

### 1 休日3時間程度の練習について

休業日における活動時間の「3時間程度」とは、生徒の健康面を考慮した「本練習に係る時間」と考える。

スポーツ医・科学的な見地からは、トレーニング効果を得るには、適切な休養が必要であり、過度な練習はスポーツ障害等のリスクを高め、体力・運動能力の向上にはつながらない。顧問教師は、こうしたことを正しく理解した上で、生徒とコミュニケーションを十分に図り、技能や記録の向上等、生徒の目標達成に向けて、短時間で効果が得られ、生徒のニーズに合った活動を行っていくことが求められる。

### 2 休日に練習試合を実施し、3時間を超えてしまった場合の対応

3時間を超えてしまった場合、別の日に休養日を振り替える。

(例)

土	日	月	火	水	木	金
休	練習試合	休	練習	練習	休(○日の振替)	練習

※ 休養日は、土日を挟んだ前週の月曜日から翌週の金曜日までにとり、計画表に何日の休養日かを明記する。

### 3 「原則として、朝の練習は行わず、・・・」の「原則」以外のことはどのような場合か？

- ① 学校の部活動としては通常設置していないが、駅伝や陸上競技大会など、特設の活動を実施する場合。
- ② 総体及び新人大会（中体連主催）での試合が早朝の場合など、生活や体を慣らすために、その時間帯に合わせた練習が必要とされる場合。

※1 ①については、校長が許可をし、保護者からも了解を得ることを条件とし、1ヶ月前から可能とする。

※2 ②については、校長が許可をし、保護者からも了解を得ることを条件とし、2週間前から可能とする。

### 4 その他

- ① 3連休の場合は、土日に練習し、月曜日を休養日とすること可とする。
- ② 日曜日が大会の場合は、前日土曜日の練習を認める。  
その場合、代わりの休養日を平日にとる。
- ③ 総合体育大会、新人体育大会の時期は、1ヶ月前から週あたりの練習時間が16時間を超えない範囲で、土日2日間の練習を認める。